

泉佐野市人権対策本部設置要綱

(設置)

第1条 人権擁護都市宣言及び、「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」の趣旨に基づき、人にやさしい人権尊重のまちづくりの推進と人権問題に対応するため、泉佐野市人権対策本部（以下「人権対策本部」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 人権対策本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 人権意識の普及高揚のための啓発についてのこと。
- (2) 差別事象についての調査・分析・啓発・その他必要な措置についてのこと。
- (3) 関係機関との連絡調整についてのこと。
- (4) その他必要な事項についてのこと。

(組織)

第3条 人権対策本部は、本部長、副本部長、本部委員及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長があたる。
- 3 本部委員は、別表1のとおりとする。
- 4 本部員は、全職員が対象となる。

(人権啓発小委員会)

第4条 人権対策本部に、人権啓発小委員会を設置する。

- 2 人権啓発小委員会に、啓発部会と研修部会を設置する。
- 3 人権啓発小委員会は、副本部長が統括し必要に応じ開催する。
- 4 啓発部会は、各種啓発事業を企画・立案し実施する。
- 5 研修部会は、人権問題の研修について、企画・立案し実施する。
- 6 人権啓発小委員会の構成員は、別表2のとおりとする。

(人権行政推進小委員会)

第5条 人権対策本部に、人権行政推進小委員会を設置する。

- 2 人権行政推進小委員会に、人権行政部会を設置する。
- 3 人権行政推進小委員会は、副本部長が統括し必要に応じ開催する。
- 4 人権行政部会は、人権問題に関する施策等の情報収集、ならびに人権の視点から各種施策等の計画、実施にあたっての参考意見を提出する。
- 5 人権行政推進小委員会の構成員は、別表3のとおりとする。

(人権小委員会)

第6条 人権対策本部に人権小委員会を設置する。

- 2 人権小委員会に、調査部会と被害者救済研究部会を設置する。
- 3 人権小委員会は、副本部長が統括し必要に応じ開催する。
- 4 調査部会は、差別事象等へ迅速に対応する。
- 5 被害者救済研究部会は、差別事象等による被害者の救済策を研究する。

6 人権小委員会の構成員は、別表4のとおりとする。

(人権教育推進委員会)

第7条 人権対策本部に人権教育推進委員会を設置する。

- 2 人権教育推進委員会は、別添の規約に基づく。
- 3 人権教育推進委員会の構成員は、別表5のとおりとする。

(会議)

第8条 人権対策本部委員会（以下「本部委員会」という）は、本部長が招集し基本方針を決定する。なお本部長は、必要に応じ関係課長等を参画させることができる。

2 各部会は、各部会長が統括し、部会の運営方針について協議を行い、本部委員会に具申するとともに、本部委員会の決定事項に従って事業等の推進を図る。なお、各部会には、幹事のほか必要に応じ関係部課長等を参画させることができる。

(対応)

第9条 本部委員会において決定された事項については、それぞれ本部委員指揮のもと関係部課（かい）において対応推進するものとする。

(事務局)

第10条 人権対策本部の事務局は、市長公室人権推進課に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、人権対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

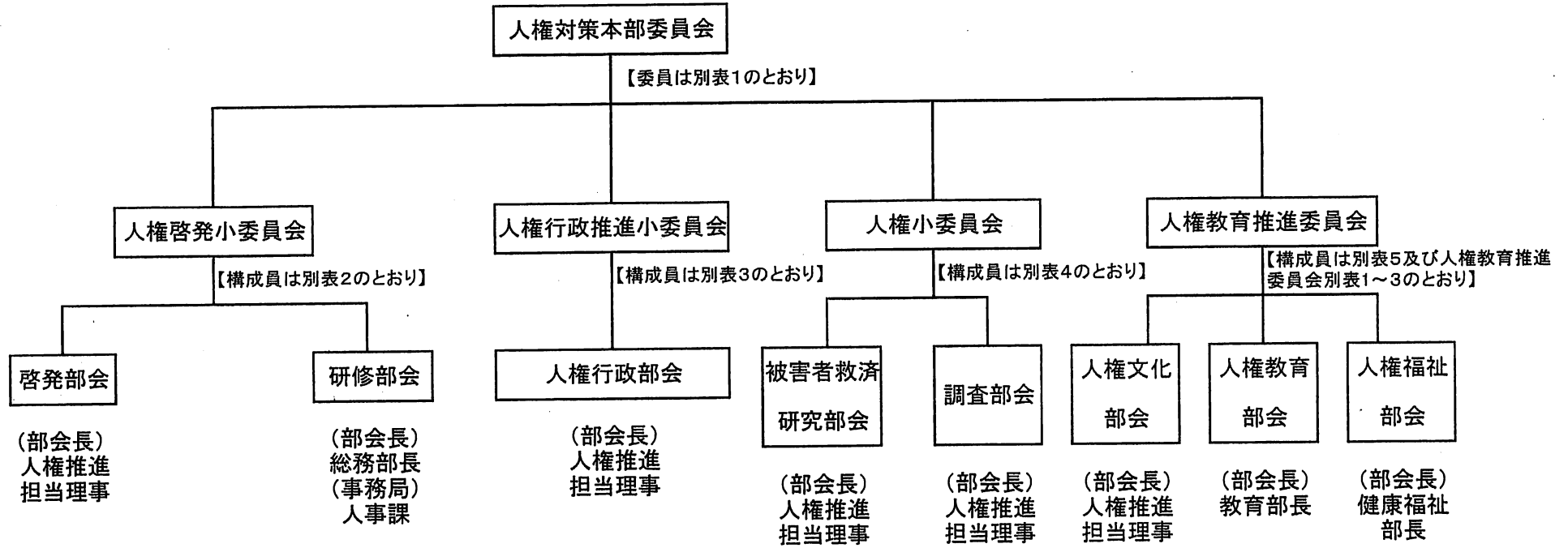
附 則

この要綱は、平成24年5月17日から施行する。

(人権対策本部会議、昭和53年10月1日施行)

泉佐野市人権対策本部組織図

(平成25年5月2日)



事務局:人権推進課(人権啓発小委員会研修部会は除く)

全職員が人権対策本部員

【職員全員が人権対策本部員】

(平成25年5月2日)

(別表1)

【人権対策本部委員】

- ・教育長
- ・全部長級(一部事務組合に派遣された部長級を含む)

(別表2)

【人権啓発小委員会】
(委員長)第一副市长
【啓発部会】
(部会長)
・人権推進担当理事(幹事)
・上下水道総務課長
・まちの活性課長
・学校教育課長
・生涯学習課長
・議会事務局次長
・人権教育担当参事
・障害福祉総務課長
・市民課長
他啓発部会の担当課長

(副委員長)第二副市长
【研修部会】
(部会長)
・総務部長(幹事)
・人事課長
・人権推進課長
・人権教育担当参事

(別表3)

【人権行政推進小委員会】
(委員長)第一副市长
(副委員長)第二副市长

【人権行政部会】
(部会長)
・人権推進担当理事(幹事)
・人権推進課兼務職員

(別表4)

【人権小委員会】
(委員長)第一副市长 (副委員長)第二副市长
・教育長
・関係本部委員
・関係本部員

【被害者救済研究部会】
(部会長)
人権推進担当理事(幹事)
・人権推進課長
・人権教育担当参事
・関係本部委員
・関係本部員

【調査部会】
(部会長)
人権推進担当理事(幹事)
・人権推進課長
・人権教育担当参事
・関係本部委員
・関係本部員

(別表5)

【人権教育推進委員会】
(会長)第一副市长 (副会長)第二副市长、教育長

【人権文化部会】
・人権推進担当理事(部会長)
・生涯学習担当理事(副部会長)

【人権教育部会】
・教育部長(部会長)

【人権福祉部会】
・健康福祉部長(部会長)
・健康・食育・医療担当理事(副部会長)
・こども部長(副部会長)

[委員及び幹事は推進委員会設置規約に記載]

人権対策本部啓発部会一覧表

啓発部会名	取り組み内容	◎チーフ ◇部会委員	□サブ・チーフ ○部会担当課(課員全員)	前年度のテーマ・実績	
1. 男女共同参画部会 男女共同参画週間 (6/23~29)	特設「女性のための法律相談」 街頭啓発	◎上下水道局長 ◇会計管理者	□上下水道総務課 ○下水道整備課 ○水道工務課 ○会計課	共同参画 新たな社会の パスワード	○女性のための特設電話相談(6月28日・29日) 相談員:グループ てる(いずみさの女性センター登録女性相談員グループ) ○街頭啓発(2駅2商業施設、6月7日)
2. 就職差別撤廃部会 (6月)	企業啓発及び街頭啓発	◎まちの活性化担当理事 ◇生活産業部長	□まちの活性化課 ○農林水産課 ○環境衛生課 ○クリーンセンター ○美化啓発PT ○農業委員会事務局 ○人権推進課①	しない!させない!就職差別	○街頭啓発(4駅、6月1日) ○企業・市民啓発(市内巡回啓発、6月1日) ○商業施設前啓発(5商業施設、6月1日)
3. 子ども・平和部会 (8月)	反戦・平和映画鑑賞会	◎教育部長 ◇市長公室長 ◇政策調整担当理事 ◇こども部長	□教育総務課 ○行財政管理課 ○政策推進課 ○子育て支援課	平和でなければ人権は守れない!	○平和を考える集い「映画鑑賞会」他 『いわたくんちのおばあちゃん』『おかあさんの木』 (中央図書館視聴覚室、8月2日)
4. 識字部会 (9月)	識字推進広報 街頭啓発 人権展・識字学級生作品展	◎生涯学習担当理事 ◇生活産業部理事(清掃施設組合)	□生涯学習課 ○青少年課 ○スポーツ推進課 ○環境衛生課(施設組合) ○人権推進課②	すべての人に文字を!	○人権展・識字学級生作品展 (市民ロビー、9月24日~28日・2月18日~22日)
5. 興探条例部会 (10月)	「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の街頭啓発	◎議会事務局長 ◇都市整備部長	□議会事務局 ○都市計画課 ○建築住宅課 ○道路公園課 ○人権推進課③	興探条例の市民への周知を!	○街頭啓発(2駅2商業施設、10月15日)
6. 条例・人権週間・犯罪被害者週間部会 (12月)	差別撤廃条例街頭啓発 人権週間街頭啓発 犯罪被害者週間街頭啓発 人権ポスター展等 「人権のつどい」	◎人権推進担当理事 ◇総合行政委員会事務局長 ◇市民協働担当理事	□学校教育課 ○秘書課 ○人権推進課④ ○総合行政委員会事務局 ○市民協働課	差別撤廃条例を暮らしに活かそう 人権文化、それが地球市民のキーワード	○街頭啓発(1駅3商業施設、12月3日) ○人権パネル展(イズミヤ、12月14日~16日) (市役所市民ロビー、12月17日~25日) ○「人権のつどい」人権作品表彰、人権作文等の発表、 記念講演(内海淳子・Keyoさん、泉の森小ホール、12月8日)
7. 障害者部会 障害者週間(12/3~9)	障害者週間啓発交流イベント	◎健康福祉部長 ◇健康・食育・医療担当理事	□障害福祉総務課 ○生活福祉課 ○高齢介護課 ○広域福祉課 ○国保年金課 ○保健センター	ちがいを認め共に生きる社会をめざして	○わおねっとフェスタ2012 ~みんないっしょに~ (12月1日、2日) (泉佐野市・熊取町・田尻町地域自立支援協議会) イオンモール日根野 であいの広場 ほか
8. 多文化共生部会	街頭啓発	◎総務部長 ◇税務担当理事	□市民課 ○総務課 ○人事課 ○税務課	国際理解を深め豊かな人間社会をめざして	○街頭啓発(1駅、10月16日)

◎チーフは、部会の取り組みを計画し、運営する。取り組み後は、必ず反省会を持つ。◇部会委員は、チーフを補佐し、「実施報告書」を提出してください。

平成25年度 人権対策本部 人権問題町別懇談会 講師団メンバー一覧

(平成25年5月2日)

班	◎チーフ ○サブチーフ	講師団メンバー(次長・課長級)						担当町会						校区
		秘書課	まちの活性課	広域福祉課				本町/元町	野出町/西本町	笠松町/松原町/ 羽倉崎町/松原団 地自治会				
1	◎市長公室長 ○まちの活性化担当理事	秘書課	まちの活性課	広域福祉課				本町/元町	野出町/西本町	笠松町/松原町/ 羽倉崎町/松原団 地自治会				第一
2	◎市民協働担当理事	市民協働課	建築住宅課					高松4町	上町/栄町/大宮町	大西町/若宮町				第二
3	◎総務部長	総務課	人事課	市民課				新町	春日町	旭町				第三
4	◎生活産業部長 ○生活産業部理事(清掃施設組合)	クリーンセンター	環境衛生課	環境衛生課(清掃施設組合)	美化啓発PT	農林水産課	農業委員会	中庄町	湊町	上瓦屋町	泉陽ヶ丘			日新
5	◎政策調整担当理事	政策推進課	行政官管理課					鶴原町	下瓦屋町	鶴原中央住宅				北中
6	◎人権推進担当理事 ○税務担当理事	人権推進課	学校教育課(人権教育担当)	税務課				新家町	下瓦屋南町	鶴原東町/泉佐野鶴原住宅/鶴原北住宅/貝田町/見出住宅/泉ヶ丘/新泉ヶ丘				長坂
7	◎都市整備部長 ○こども部長	都市計画課	道路公園課	子育て支援課	生活福祉課			佐野台町	西佐野台町	東佐野台町	南泉ヶ丘			佐野台
8	◎健康福祉部長	障害福祉総務課	高齢介護課					日根野9町/俵屋	土丸					日根野
9	◎教育部長	学校教育課(人権教育担当除く)						大木3町						大木
10	◎生涯学習担当理事	青少年課	スポーツ推進課					上之郷7町						上之郷
11	◎議会事務局長 ○会計管理者	議会事務局	生涯学習課	教育総務課				長滝3町/長滝住宅	安松	岡本	櫻井東町	櫻井西		長南
12	◎上下水道局長	上下水道総務課	下水道整備課	水道工務課				東羽倉崎南町/東羽倉崎町/第一住宅/新安松町/府住東羽倉崎						末広
13	◎総合行政委員会事務局長 ○健康・食育・医療担当理事	総合行政委員会	保健センター	保健センター(独)りんくう総合医療センター	国保年金課			市場	葵町	中町	幸町	日根野西	松風台	中央

※計画書・報告書は人権推進課へ提出してください。